

## 重複多剤服薬者対策事業 想定FAQ

No	項目	質問	回答
1	薬剤師	随時相談に応じる時間がありません。	封筒をお預かりして、内容を確認して後ほどお電話する等、日時を調整してできるだけ対応をお願いします。自局で対応できない場合は、近隣の薬局を紹介（必ず紹介先に連絡を入れて）するか、薬局から薬剤師会にお知らせください。
2		減薬の必要性や相互作用の視点から疑義照会が必要な場合、どちらの医療機関に問い合わせすれば良いですか。	区外<葛飾区内の医療機関、病院<地域の医療機関の順番となります。 患者さんの意向があれば、その医療機関を優先してください。 医療機関に連絡したくない等、患者さんの意向で相談が終了した場合は、その内容を報告してください。（減薬できないことを報告してください）
3		過去に重複、相互作用の視点で疑義照会しています。どうすればいいですか？	過去の記録を参照して、日時、疑義の内容を報告してください。
4		重複、相互作用はあるが、服薬継続が妥当な場合	服薬状況（残薬チェック）を報告してください。
5		度も重複多剤の相談にきているが、その都度報告書を提出すれば、報酬はもらえるのか？	1患者につき1回までです。
6		事業の期間はいつからいつまでですか？	令和7年9月1日～令和7年11月28日までです。
7		11月29日以降に封筒を持参した相談を受けた場合はどうなりますか？	事業の対象外なので、通常の相談対応をおねがいします。 相談の結果、調剤報酬上の加算が発生した場合は、追加費用について保険上のルールにおける加算であることを説明してください。
8		重複多剤の改善が無ければ、報告をする必要はないのか？	重複多剤の改善を試みて結果現状変更がない場合も安全を確認できた等の効果があると思われるため、報告を上げその際は報酬をお支払いします。
9		減薬・中止の提案	「同様の効果を持つ薬剤が複数あるため、〇〇（薬名）を中止し、△△（薬名）に一本化することで、患者様の負担軽減と副作用リスクの低減に繋がるかと存じます。」
10		代替薬や代替療法の提案	「同様の効果を持つ薬剤が複数あるため、〇〇（薬名）を中止し、△△（薬名）に一本化することで、患者様の負担軽減と副作用リスクの低減に繋がるかと存じます。」
11			「〇〇（薬名）の代わりに、副作用プロファイルが異なる△△（薬名）への変更をご検討いただくのはいかがでしょうか。」
12			服用数が多い場合は漫然投与と思われる薬剤の中止を、服用数を減らしたい場合は合剤等を提案いたします。
13		投与経路や剤形変更の提案	「飲み込みが困難なため、錠剤から散剤やOD錠への変更は可能でしょうか。」
14	区民	重複多剤服薬者対策事業とは何か。	葛飾区国民健康保険に加入されている方の中で、複数の医療機関・薬局でお薬を処方されている方、またはお薬の数や飲み合わせ等により、一度服薬内容を確認いただくとよいと判断された方に行う服薬指導事業です。
15		服薬指導とは何か。	薬剤師が通知の内容に基づいて、現在のお薬の処方状況を確認し、飲み合わせ等を確認するものです。
16		服薬指導はどのように行うのか。	お手元の通知一式とおくすり手帳、資格確認書類をもって、かかりつけ薬局（同封物に記載）へご相談ください。薬剤師がお薬の状況を確認いたします。
17		誰が服薬指導を行うのか。	区内事業協力薬局の薬剤師が行います。
18		相談しなくともよいか。	お薬が増えることで予期せぬ症状につながることもあります。ぜひ、相談に行ってください。
19		持ち物は何か。	届いた通知の封筒一式とおくすり手帳、マイナ保険証または資格確認書、現在服用しているお薬すべてをお持ちください。
20		サプリメントや栄養補助食品も持つていった方がいいですか。	すべての処方薬、市販薬、サプリメント、健康食品情報を網羅的に把握したいので、お薬手帳もお持ちください。
21		通知に書いてある薬は飲まない方がよいのか。	自己判断で服薬を中止するとかえって調子が悪くなることがあります。ご自身では判断せず、必ず薬剤師にご相談ください。
22		すぐに病院や薬局に行った方がよいのか。	→薬局に行く予定があれば、その際にご相談ください。気になる症状がある場合はなるべく早くご相談ください。
23		通知に記載されている薬を今は飲んでいない。	通知は、令和●年●月時点で処方されたお薬の内容を掲載しています。そのため、現在服薬中のお薬とずれが生じることがあります。ご了承ください。薬剤師には現在の服薬状況を確認してもらいましょう。
24		なぜ自分が通知の対象になったのか。	対象条件が決まってから記入する
25		これまでこのような通知は送られてきていない。なぜ今年は連絡がきたのか。	重複多剤服薬者対策事業は今年度から実施している事業となります。
26		費用はかかるのか。	服薬指導のみの場合は無料となります。
27		国保の資格を喪失しているが、利用してよいのか。	利用可能です。本通知は、令和7年6月2日時点で国保の資格が確認できた方を対象に発送しております。
28		いつまで利用できるのか。	本通知につき1回まで利用可能です。
29		なぜ葛飾区からこのような通知が届いたのか。	葛飾区では、今年度から葛飾区国民健康保険に加入されている方の中で、複数の医療機関・薬局でお薬を処方されている方、またはお薬の数や飲み合わせ等により、一度服薬内容を確認いただくとよいと判断された方に行う服薬指導事業を実施しております。
30		どこに相談すればよいのか分からない。	同封物の「最も通っているかかりつけ薬局」または、お近くの区内事業協力薬局へご相談ください。
31		他の家族も通知は届いていないが相談して問題ないか？（対象者の家族）	問題ありません。普段通っているかかりつけ薬局があれば、残薬調整としてご相談ください。
32	葛飾区医師会 葛飾区歯科医師会	疑義照会、報告の方法は医療機関ごとに変えてもらえるか。	お手数ですが、その都度、対応した薬局に指示してください。
33		患者が封筒を持参したが、記載の薬局に行きたくない場合、他の薬局を紹介して良いか。	葛飾区内のすべての薬局に情報周知しています。どの薬局でも対応可能と考えていますが、断られた場合は薬剤師会にご相談ください。
34		医療機関は何をすればいいの？	薬局から報告がありますので、ご対応をお願いします。